

平成28年度第1回宗像市空家等対策協議会議事録

日 時:平成28年4月26日(火)9時30分～10時30分

場 所:宗像市役所103B会議室

出席者:谷井会長、日高副会長、水上委員、松本委員、榎委員、石松委員、疋田委員、中山委員

欠席者:なし

事務局:(総務部)石松部長、(地域安全課)田中係長、小島、安部、(秘書政策課)中村係長

【 会議内容 】

1. 開会

2. 会長あいさつ

前回に引き続き、「特定空家等」の判断基準の検討について、皆様方の忌憚のない意見をいただきたい。

3. 議事録確認

今回の議事録の署名委員は、松本委員。

4. 協議事項

(1)「特定空家等」に対する措置を講ずるか否かの判断基準について(説明内容は省略)

(質疑・応答)

水 上 委 員:衛生面、景観面の判定をする場合、近隣への影響度合いは判断の基準に入らないのか。

⇒具体的な距離等の基準は示されていないが、国が示すガイドラインでは、立地条件等を考慮して判断することと示されている。

疋 田 委 員:福岡県空家対策連絡協議会における判断基準の中では「建物の高さ及び敷地境界までの距離」が判断基準として示されている。空き家①は、建物から敷地境界まで距離がありそうだが、危険性なしという判断になるのか。

⇒空き家①の建物の高さや距離は測定していないため、この項目に該当するか否かは分からないが、通学路に面しているため、建物倒壊時に被害が及ぶ恐れがあると判断した。

疋 田 委 員:高さや距離の数値で形式的に判断されるが、必要に応じて被害が及ぶ恐れなしと判断されるのか。

⇒立地条件によって被害が及ぶか否かは判断が変わる。立地や状態に応じて臨機応変に判断しなければならないと考える。

日 高 委 員:建物の基礎部分は敷地外からは見えないために判定できない可能性があるため、実効性のあるものにできれば良いと思う。

⇒基本的には、敷地内に入らずに判定できる基準になっている。法律上は特定空家等と判断する目的であれば、所有者に通知することによって敷地内に入ることはできる。特定空

家等に該当する可能性が高い建物に関しては、敷地内に入って判断していきたい。

谷井会長：宗像市では特定空家等に該当する恐れのある建物はどれくらいか。

⇒実際は実態調査をしてみないと分からないが、市民から相談を受けている空き家の中で、特定空家等に該当しそうな建物は5件ほどある。

5. その他

特になし。

6. 次回の協議会開催日

調整後、お知らせする。

7. 閉会